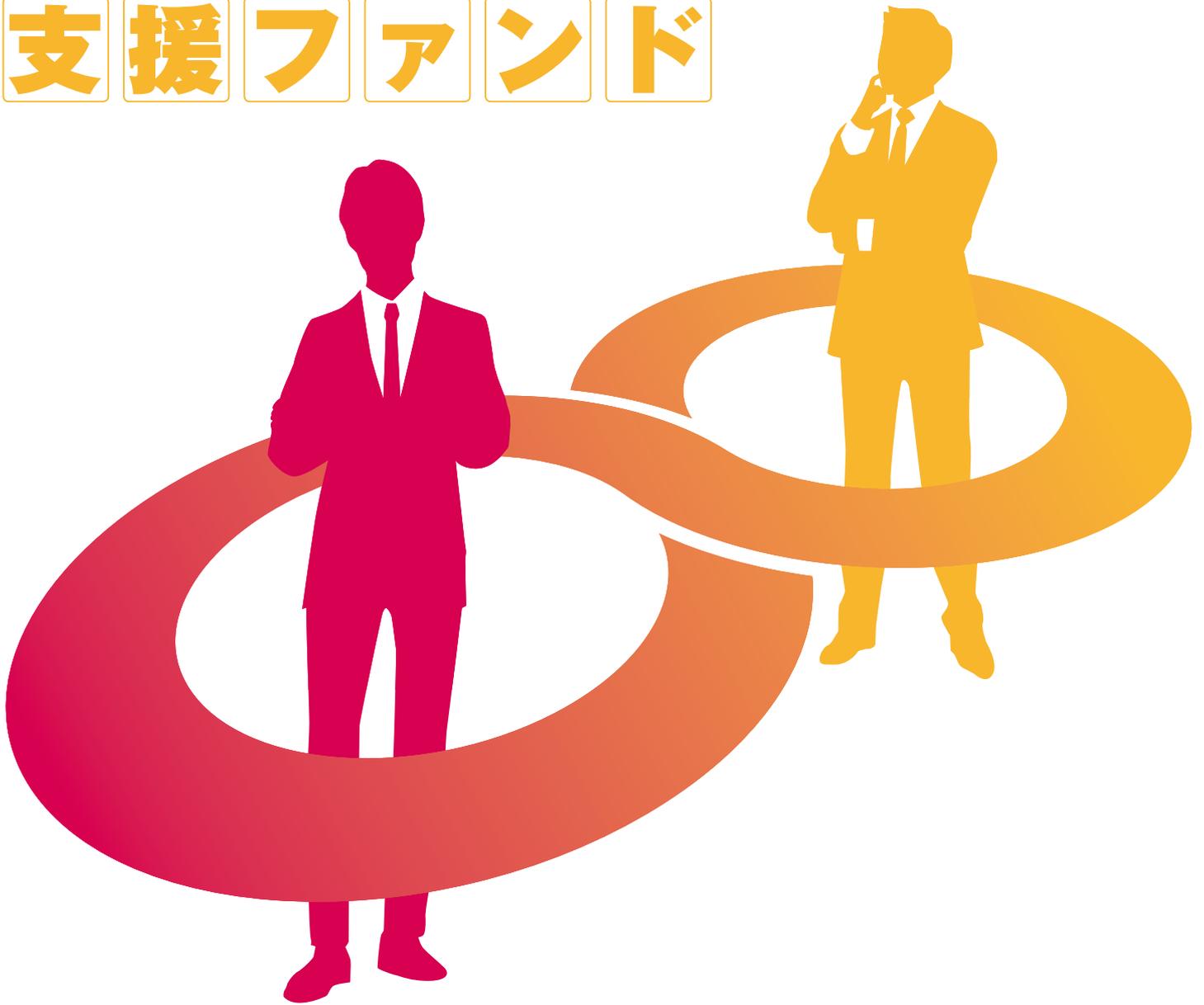


親族外経営者への事業承継（第二創業を含む）を支援します。

# 北のふるさと事業承継 支援ファンド



- 道内の小規模企業者（法人）が対象です。
- 投資上限額は3,000万円です。
- 当ファンドは、事業者等から株式を買取り、一定期間保有後、親族外経営者へ譲渡します。
- 当ファンドが株式を保有している間、企業に対して経営支援等を行います。
- 当ファンドは、北海道、道内6金融機関及び（公財）北海道中小企業総合支援センターによって組成されたものです。

北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合



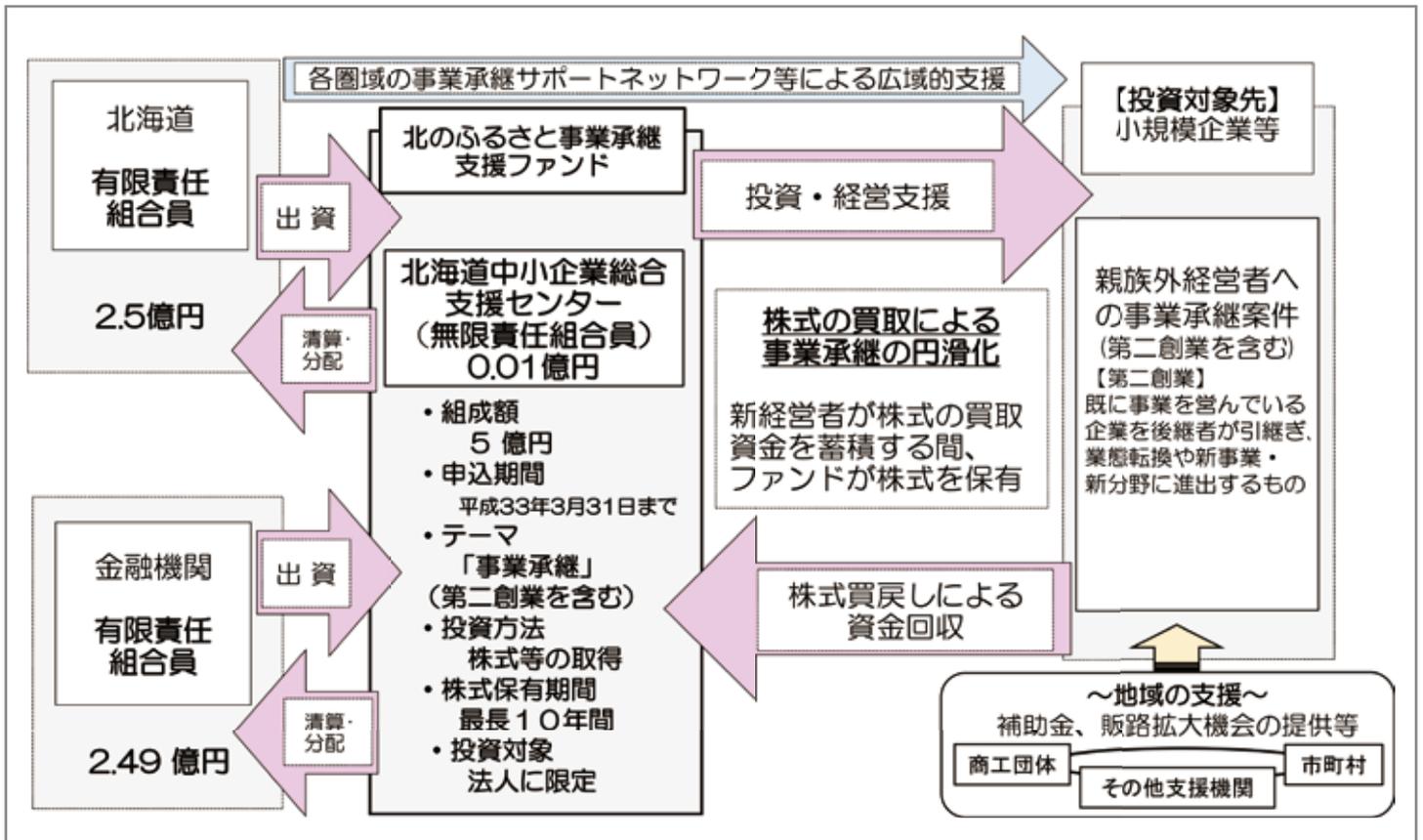
公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

## ◆利用例

〈経営者〉	〈後継者〉
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の子どもは事業を引き継ぐ意思がないため、従業員へ事業を引き継ぎたい。</li> <li>●後継者が見つからないため、知り合いの同業者へ会社を売却したい。</li> <li>●会社の経営は既に後継者に引き継いだため、株式も引き継ぎたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会社の経営を引き継ぐ意欲はあるが、現時点で株式を買い取る資金がない。</li> <li>●先代経営者の病気により、急きょ経営を引き継いだため、株式も引き継ぎたい。</li> <li>●地域経済への貢献度が高く、独自の技術がある後継者がいない他の会社を買い取りたい。</li> </ul>

## ◆実施イメージ



## ◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運営者	(公財)北海道中小企業総合支援センター
出資者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有限責任組合員 北海道、北洋銀行、北海道銀行、札幌信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合</li> <li>○無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター</li> </ul>
投資対象	親族外経営者への事業承継(第二創業を含む)を行う小規模企業者(法人に限定)
投資内容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
存続期間	平成29年3月31日～平成43年3月31日

## ◆主な投資対象要件（要件1のうちいずれかを満たし、かつ、要件2のすべてを満たすもの）

要件 1	(a)後継者（親族 <sup>※1</sup> を除く。）が先代から株式等を引き継ぐ場合（同一企業内の承継） (b)事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合（他の企業への承継。親族を除く。） (c)上記(a)又は(b)により株式等を引き継いで、事業転換や新分野へ進出（第二創業）する場合
要件 2	(1)道内に本社を有する小規模企業者 <sup>※2</sup> のうち、法人であること (2)道が道内6圏域に整備する「事業承継サポートネットワーク」の支援対象企業であること <sup>※3</sup> (3)市町村が策定する支援計画に基づいて地域からの支援を受けられること (4)後継者の意欲はあっても、株式の買取資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと (5)事業承継計画の提出があること (6)事業運営に関して金融機関から継続的な支援が見込めること (7)税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと (8)最近2期の決算期において経常利益が連続して赤字でないこと (9)直近の決算期において債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスではないこと (10)地域経済の産業活力維持に資する次のいずれかの要件を満たす事業であって、経済的または社会的に有用である事業であること ア 一定の雇用効果が認められるなど、地域経済振興に資する事業 イ 地域住民の生活に密着した生活関連サービスであるなど、地域社会にとって不可欠な事業 ウ 先進性、新規性または技術力の高い事業など、今後の発展が見込まれる有望な事業

※1 親族の範囲は、民法第725条に定めるものとする。

※2 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下とする。

※3 北海道の委託事業「事業承継サポートネットワーク形成事業」において、道内各圏域に整備したネットワーク形成事業に参画した自治体、商工団体、金融機関等の支援対象企業であること。

## ◆ファンド利用にあたっての主な留意点

- ・株式の評価は、ファンド外部の専門家に依頼して行います。株式評価方法等に対するご質問については、お答えできません。
- ・株式評価額により、ファンド申込企業関係者に、想定外の損益や税務リスクが発生することがあります。リスクについては、予め専門家等にご相談ください。
- ・登記や振込手数料等の費用が別途発生することがあります。

## ◆申込から株式譲渡までの流れ

投資前	<p><b>1. 申込</b></p> <p>ページ下段の「問い合わせ先」へご連絡ください。</p> <p>なお、「6.投資実行」までに下記書類を提出していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・定款</li><li>・印鑑証明書</li><li>・株主名簿</li><li>・現在事項全部証明書</li><li>・個人情報取り扱い等に関する同意書</li><li>・申込書</li><li>・事業承継計画書</li><li>・市町村の支援計画書</li><li>・決算書及び科目内訳明細書（直近5期分）及び固定資産台帳兼減価償却費明細書（直近1期分）</li><li>・法人税申告書控（直近1期分）</li><li>・法人税等領収証書（写）</li><li>・その他ファンドが徴求する書類</li></ul> <p><b>2. ヒアリング</b></p> <p>申込内容について、当センター職員がヒアリング調査を行います。</p> <p><b>3. 審査</b></p> <p>①アドバイザー会議（ファンド組合員で構成） ②投資選定委員会（外部有識者で構成）</p> <p><b>4. 投資決定</b></p> <p>投資の決定を行います。</p> <p><b>5. 投資契約締結</b></p> <p>株式の売買について、投資契約等を締結します。</p> <p><b>6. 投資実行</b></p> <p>ファンドが株式を買取ります。</p>
投資後	<p><b>7. 経営支援</b></p> <p>企業の業況や事業の進捗状況等を継続的に把握し、経営及び技術等に関する支援を行います。</p> <p><b>8. 新経営者へ株式譲渡</b></p> <p>ファンドは、親族外経営者へ株式を譲渡します。</p>

### 《問い合わせ先》



公益財団法人

## 北海道中小企業総合支援センター

- 本 部 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2番地 経済センタービル9階  
TEL(代表): 011-232-2001 / FAX: 011-232-2011
- ◆ 企業振興部小規模企業支援G TEL(直通): 011-232-2405
- 道南支部 〒041-0801 函館市桔梗町379(北海道立工業技術センター内) TEL.0138-82-9089
- 十勝支部 〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1(帯広商工会議所内) TEL.0155-67-4515
- 釧根支部 〒085-0847 釧路市大町1丁目1-1(釧路商工会議所内) TEL.0154-64-5563
- 道北支部 〒078-8801 旭川市緑ヶ丘東1条3丁目1-6(旭川リサーチセンター内) TEL.0166-68-2750
- オホーツク支部 〒090-0023 北見市北3条東1丁目2(北見商工会議所内) TEL.0157-31-1123
- 日胆支部 〒050-0083 室蘭市東町4丁目28-1(室蘭テクノセンター内) TEL.0143-47-6410